

# 高齢者福祉のしおり

令和8(2026)年度

介護



相談



生活支援



住まい



予防



医療



認知症



高齢者福祉のしおり(PDF版)は  
こちらからご覧ください



浜松市健康福祉部  
高齢者福祉課

# もくじ

高齢者人口と高齢化率の推移と推計 .....4～5

1. 生きがいづくり		
ささえあいポイント事業	ボランティア活動や介護予防活動に対して付与されたポイントを奨励金や寄附に交換できる制度です。	6
シニアクラブ(老人クラブ)	清掃、奉仕活動、見守り活動、健康づくり活動等、地域に根ざした活動を行う高齢者の団体です。	8
高齢者の作品展	趣味活動の発表の場として作品展を開催します。	8
敬老祝金の贈呈	敬老の日を中心に、節目の年齢を迎える人に祝金を贈呈します。	8
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣	60歳以上の高齢者を中心とする、スポーツ・文化・芸術や健康と福祉の総合的な祭典「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に浜松市選手団を派遣します。	9
シルバー人材センター	おおむね60歳以上の人を会員とし、仕事の斡旋をします。	10
浜松市ジョブサポートセンター シニア専用デスク	就労に関するさまざまな相談に応じます。	10
特別障害者手当の支給	著しい重度の障がいのため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	11
外国人高齢者福祉手当の支給	要件に該当する外国人の高齢者に、福祉手当を支給します。	11
高齢者団体の認定	市の施設利用料の減免を受けるために必要な、高齢者団体の認定をします。	11
ふれあい交流センター	高齢者の生きがいづくりや健康増進、地域の子育て支援等、高齢者と子どもの世代を超えた交流の場として利用できる施設です。	12 32
2. 在宅福祉・介護予防		
地域包括支援センター(高齢者相談センター)	地域に密着した、高齢者の総合相談窓口です。	13 31
浜松市在宅医療・介護連携相談センター(在宅連携センター つむぎ)	高齢者等を支える医療・介護・福祉関係者などの相談窓口です。	13
成年後見制度利用相談	高齢者が円滑に成年後見制度を利用できるよう支援します。	13
高齢者虐待に関する相談	高齢者虐待に関する通報や相談を受け付ける窓口です。	14
ロコモーショントレーニング事業	「開眼片足立ち」や「スクワット」などの簡単な運動を毎日続けるための支援をします。	14
はままつあんしんネットワーク	高齢者の異変を発見した場合の通報を受け付けます。	14
あんしん情報キットの配付	かかりつけ医や緊急連絡先等を記入するキットを配付します。	15
人生会議手帳1・2の配布	もしもの時に自らが希望する医療やケアを受けるために前もって考え、話し合うきっかけとなるツールを配布します。	15
オレンジシール・オレンジメール(認知症高齢者見守り事業)	認知症の症状により、ひとり歩き(行方不明)の心配がある高齢者等を見守り支援していく事業です。	16
認知症カフェ(オレンジカフェ)	認知症の人やその家族、地域住民等、誰もが気軽に集い、認知症に関する情報交換や相互交流などができる場です。	16

認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証事業	認知症高齢者等への優しい対応や声掛けなどの認定要件を満たすお店や事業所を、浜松市が認証しています。	16
認知症に関する相談	認知症に関する相談窓口です。	17
認知症サポーター養成講座	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。	17
配食サービス	心身機能の状況に応じて、食事を配送します。	17
緊急通報システム機器の貸与	持病等により、健康上の不安を持つ人等に緊急通報システム機器を貸与します。	18
障害者控除対象者の認定	税金軽減のための認定書を交付します。	18
高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）	短期間、養護老人ホーム等に一時的に宿泊していただき日常生活の支援をします。	18
紙おむつ等の支給（高齢者介護用品支給事業）	紙おむつ等の介護用品を支給します。	19
災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難困難な方の情報を避難支援者に提供します。	19
高齢者住宅改造費の補助	高齢者のために住宅を改造する費用の一部を補助します。	20
住民主体サービスに対する補助	住民主体によるサービスに対する活動費の一部を補助します。	20
<b>3. その他の相談窓口</b>		
総合相談 【(福)浜松市社会福祉協議会】	日常生活上のあらゆる相談に応じています。	21
<b>4. 高齢者のための入所施設等</b>		
養護老人ホーム	65歳以上で、経済的理由等から在宅での生活が困難な人のための施設です。	22 23
軽費老人ホーム[A型・ケアハウス]	60歳以上で、独立した生活に不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人のための施設です。	22 23
生活支援ハウス	おおむね60歳以上で、独立した生活に不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人が短期間生活する施設です。	22 23
有料老人ホーム	高齢者に対し食事や介護等を提供する入居施設です。	22 24 25
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者に配慮された設備やサービスを提供する、高齢者向けの賃貸住宅です。	22 25 26
特別養護老人ホーム	要介護者を入所させ、介護や日常生活上の支援を行う施設です。	22 26 27
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者が共同生活をしながら、介護等を受ける住居です。	22 28 29
介護老人保健施設	要介護者を入所させ、在宅復帰できるようにリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。	22 30
介護医療院	長期療養を必要とする要介護者を入所させ、療養上の管理・看護・医学的管理の下での介護を行う施設です。	22 30

地域包括支援センター（高齢者相談センター）	31
ふれあい交流センター	32
お問い合わせ先	33

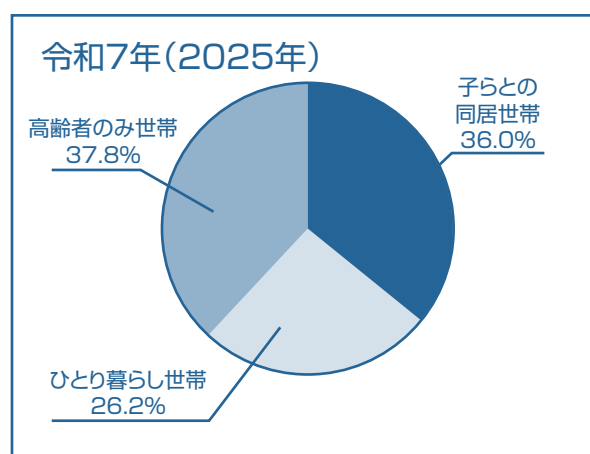
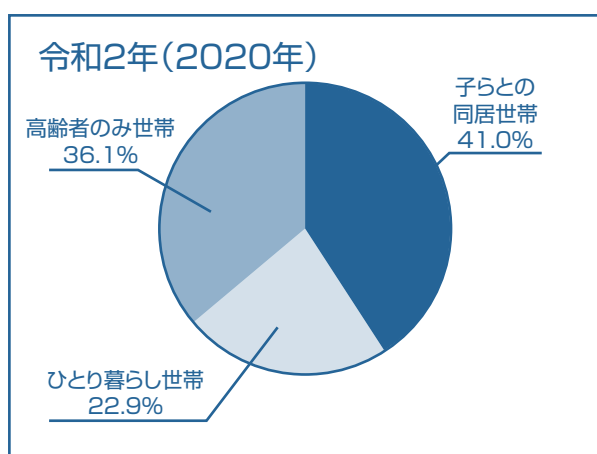
# 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

浜松市では、急速な勢いで高齢者人口が伸びており、高齢化率は29パーセントを超えています。市内に住む4人に1人が65歳以上となっている浜松市では、地域で共に支え合い、安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指し施策・事業に取り組んでいます。

## 浜松市における世帯区分別高齢者の推移

浜松市	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
子らとの同居世帯	91,095 人 (41.0%)	89,594 人 (40.0%)	87,876 人 (39.0%)	86,027 人 (38.0%)	83,912 人 (37.0%)	81,573 人 (36.0%)
ひとり暮らし世帯	50,894 人 (22.9%)	52,514 人 (23.4%)	54,235 人 (24.1%)	55,968 人 (24.8%)	57,626 人 (25.4%)	59,413 人 (26.2%)
高齢者のみ世帯	80,349 人 (36.1%)	81,908 人 (36.6%)	83,043 人 (36.9%)	84,124 人 (37.2%)	85,121 人 (37.6%)	85,660 人 (37.8%)
計	222,238 人	224,016 人	225,154 人	226,119 人	226,659 人	226,646 人

各年10月1日時点住民基本台帳数値



## 浜松市における高齢者人口の推移

(単位：人、%)

区 分	R2 実績 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
(1) 総人口	790,718	772,254	752,174	730,724	707,669	683,036	657,052
(2) 高齢者人口	223,037	228,863	233,396	239,145	249,856	251,107	248,345
① 65～74歳	106,740	94,999	91,883	96,205	106,186	103,962	91,116
② 75歳以上	116,297	133,864	141,513	142,940	143,670	147,145	157,229
(3) 高齢化率	28.2	29.6	31.0	32.7	35.3	36.8	37.8
(4) 後期高齢化率	14.7	17.3	18.8	19.6	20.3	21.5	23.9

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」による浜松市推計値

※高齢化率…総人口に占める65歳以上人口の割合

## 浜松市における区別高齢者人口

(単位：人、%)

区 分		総人口	高齢者人口		高齢化率
			65～74歳	75歳以上	
浜松市	男	388,729	101,961	47,103	26.2%
	女	390,724	124,685	48,307	31.9%
	計	779,453	226,646	95,410	29.1%
中央区	男	300,351	75,191	34,641	25.0%
	女	301,041	92,510	35,612	30.7%
	計	601,392	167,701	70,253	27.9%
浜名区	男	76,456	21,438	10,008	28.0%
	女	77,185	25,740	10,440	33.3%
	計	153,641	47,178	20,448	30.7%
天竜区	男	11,922	5,332	2,454	44.7%
	女	12,498	6,435	2,255	51.5%
	計	24,420	11,767	4,709	48.2%

令和7年10月1日時点住民基本台帳数値

# 1. 生きがいづくり

## ささえあいポイント事業

ボランティア活動や介護予防活動にポイント(1ポイント100円相当)を付与し、奨励金や寄附に交換できる制度です。



### 1. ボランティアポイント

#### (1) 施設ボランティア

活動する人	市民(65歳以上)
活動場所	市内介護サービス事業所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育施設、保護施設、ふれあい交流センター等(※受入登録がある施設・事業所に限る)
活動内容	・レクリエーションの補助や芸能披露 ・話し相手 ・補助的作業など
ポイント	・30分につき1ポイント ・上限1日4ポイント(年間100ポイント)

#### (2) 地域ボランティア

活動する人	市民(65歳以上)
活動内容	・地域のサロンの運営 ・高齢者への配食
ポイント	・30分につき1ポイント ・上限1日6ポイント(年間150ポイント)

※中山間地域[天竜区の一部(春野町・佐久間町・水窪町・龍山町・熊地区・上阿多古地区・竜川地区の全域と上百古里)と浜名区引佐町の一部(伊平地区・鎮玉地区)]での地域ボランティア活動は、以下のとおり条件が異なります。

- ・活動する人の年齢制限はありません。
- ・活動内容に在宅高齢者支援活動(65歳以上のひとり暮らし宅などでの安否確認、話し相手、軽度な生活援助)及び中山間地域ボランティア対象地域在住の市民(65歳以上)が行う地域貢献活動を含みます。
- ・自家用車を運転、公共交通機関利用の場合に、交通費の一部助成があります。(1km20円、1回の活動につき、往復5km以上の場合)

## 2.介護予防ポイント

### ロコトレポイント

対象者	ささえあいポイント事業のボランティア活動者(65歳以上)
活動内容	・浜松市サロン型ロコモーショントレーニング事業登録団体で実施されているロコモーショントレーニングへの参加(介護保険サービス事業所での参加は対象外)
ポイント	・1回参加につき1ポイント ・上限1日1ポイント(年間25ポイント)

※施設ボランティアと地域ボランティアで合計で5ポイント以上取得した場合に限りポイントを交換できます。

■参加方法：はじめての方は電話もしくはインターネットでボランティア登録研修会にお申し込みください。研修日程は浜松市及び浜松市社会福祉協議会のホームページ等に掲載しています。オンラインでも受講できます。

【申し込み先】：(電話)浜松市社会福祉協議会地域支援課 053-457-7011  
(インターネット)浜松市HPに掲載の登録研修会申し込みフォーム



ささえあいポイント  
市HP

【問い合わせ先】内容によりお問い合わせ先が異なります。

(1)浜松市社会福祉協議会 地域支援課 電話:053-457-7011 FAX:053-457-3365

- ・ボランティア登録研修会の開催日程・受講申込
- ・ボランティアの登録・変更・解除届の受付
- ・ポイント手帳の再交付の受付
- ・活動実績報告書(毎月)の受付
- ・ボランティア活動先の相談
- ・受入施設等への苦情
- ・活動中の事故に関する報告(保険の対応)
- ・ポイント交換申請の受付

(2)浜松市 高齢者福祉課 電話:053-457-2789 FAX:053-458-4885

- ・制度全般に関すること
- ・受入施設・サロン・配食団体の登録の受付
- ・ポイント交換による奨励金の口座振込や寄附・協賛品に関すること



## シニアクラブ(老人クラブ)

老後の生活を健全で豊かなものにするため、地域の高齢者により、自主的に組織運営されている団体です。清掃・奉仕活動・見守り活動・健康づくり活動等、地域に根ざした活動を行っています。

**【問い合わせ先】**シニアクラブ浜松市(浜松市老人クラブ連合会)事務局  
〈本部〉電話 053-454-0072 〈浜名区支部〉電話 053-587-4830  
各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

※平成25年度から「シニアクラブ」を愛称としています。



## 高齢者の作品展

市内に居住する、シニアクラブ会員を中心とした高齢者の日頃の趣味の成果を発表する場として、年1回作品展を開催します。

- 開催期間：令和8年11月12日(木)～16日(月)
  - 表彰式：令和8年11月16日(月)
  - 開催場所：浜松市福祉交流センター
  - 募集作品：絵画、彫刻、書、写真、手工芸
- 【問い合わせ先】**各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)



## 敬老祝金の贈呈

長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者に敬意を表し、長寿をお祝いするため敬老祝金をお贈りします。

年齢	対象となる生年月日	贈呈金品
88歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日出生	10,000円
100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日出生	30,000円、寿詞

- 贈呈方法：敬老祝金をお贈りする方法は、原則口座振込となります。  
対象者宅へ贈呈に係る通知を送付いたしますので、ご確認ください。  
(一部の地域の対象者は、自治会を通じて贈呈いたします。)



敬老祝金  
市HP

**【問い合わせ先】**各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

## 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣

高齢者を中心とする国民の健康の保持、社会参加、生きがいの高揚等を図るため開催される「全国健康福祉祭」に浜松市選手団を派遣します。

### ■全国健康福祉祭とは

「ねんりんピック」の愛称で親しまれ、60歳以上の高齢者を中心とした、スポーツ・文化・芸術や健康と福祉の総合的な祭典です。

高齢者をはじめ、様々な世代が参加し、「自立」と「支え合い」の精神を持って、健康で心ふれあう“安心社会”づくりを目指しており、旧厚生省設立50周年を記念して昭和63年に第1回大会が兵庫県で開催されて以降、毎年、各都道府県持ち回りで開催されています。

令和8年に開催される「埼玉大会」は、第38回大会になります。

### ■大会の概要

- (1) 名 称：第38回全国健康福祉祭埼玉大会
- (2) 愛 称：ねんりんピック彩の国さいたま2026
- (3) 主 催：厚生労働省、埼玉県、さいたま市、一般財団法人長寿社会開発センター
- (4) 会 期：令和8年11月7日(土)から11月10日(火)までの4日間
- (5) 開 催 種 目：30種目
- (6) テ ー マ：咲き誇れ! 長寿と笑顔! 彩の国
- (7) 参加予定人員：全国から延べ約60万人(観客含む)

### ■交流大会の種目

区 分	種 目	
スポーツ交流大会 (10種目)	卓球	テニス
	ソフトテニス	ソフトボール
	ゲートボール	ペタンク
	ゴルフ	マラソン
	弓道	剣道
ふれあい スポーツ交流大会 (16種目)	グラウンド・ゴルフ	太極拳
	サッカー	なぎなた
	水泳	ダンススポーツ
	ボウリング	ラグビーフットボール
	インディアカ	マレットゴルフ
	サイクリング	軟式野球
	スポーツウェルネス吹矢	スポーツチャンバラ
	空手道	レクリエーションダンス
文化交流大会 (4種目)	囲碁	将棋
	俳句	健康マーじゃん

【問い合わせ先】高齢者福祉課(33ページ参照)

## シルバー人材センター

公益社団法人浜松市シルバー人材センターは、地域の皆さんから高齢者の経験や能力を活かせる臨時的、短期的、軽易な仕事を引き受け、会員の希望や能力に応じて提供しています。

- 会 員：市内にお住まいのおおむね60歳以上の人で、健康で自己の労働能力を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する人
- 業務内容：軽作業（品出し、梱包、カート整理など）、一般事務（書類整理、電話対応など）、屋内外の清掃、植木の手入れ、家事の手伝い、子育て支援、宛名書きなど  
※地域によって作業及び内容が異なりますので、詳しくは各事務所等へご相談ください。  
※繁忙期などの状況によっては引き受けできない場合があります。

### 【問い合わせ先】

事務所・支所・連絡所	担当区	所在地	電話番号	FAX番号
(公社)浜松市シルバー人材センター本部		中央区鳴江三丁目1番10号	053-454-2031	053-454-7117
浜松中央事務所	中央区	中央区鳴江三丁目1番10号	053-454-2377	053-454-2060
浜名事務所	浜名区 (浜北地域)	浜名区貴布祢351番地の5	053-586-6332	053-586-0037
湖北支所	浜名区 (浜北地域を除く)	浜名区引佐町井伊谷616番地の5 (引佐支所内)	053-528-2255	053-528-2256
天竜事務所	天竜区 (佐久間町・水窪町を除く)	天竜区山東2290番地の1 (光明ふれあいセンター別館内)	053-925-1882	053-925-5188
佐久間連絡所	天竜区 (佐久間町・水窪町)	天竜区佐久間町佐久間429番地の1	053-965-0868	053-965-1745

※天竜事務所は、光明ふれあいセンター別館の大規模改修に伴い、令和7年10月27日～1年間程度の間、「浜松市光明ふれあいセンター本館1階」に一時移転します。なお、住所、電話番号は変更ありません。



浜松市シルバー人材センター  
HP

## 浜松市ジョブサポートセンター シニア専用デスク

ハローワーク浜松と連携し、働くことを希望する人の就労に関するさまざまな相談に応じるとともに、個別に寄り添った支援を行います。

- 対 象 者：概ね55歳以上で浜松市内の企業等で働くことを希望する人  
※正規・非正規は問いません。
- 利 用 料：無料
- 相 談 時 間：9:00～12:00、13:00～17:00  
※予約の方優先

【問い合わせ先】 浜松市ジョブサポートセンター（市役所本館1階）  
電話 053-457-2104

## 特別障害者手当の支給

著しい重度の障がいのため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。心身の状態によっては、障害者手帳を持っていない人でも支給の対象となる場合があります。詳細は、問い合わせ先にご相談ください。



特別障害者手当  
市HP

■手当額：月額30,450円（令和8年4月現在）

【問い合わせ先】	中央福祉事業所	社会福祉課	浜名福祉事業所	社会福祉課
	中央区役所内	電話 053-457-2057	浜名区役所内	電話 053-585-1697
	東行政センター内	電話 053-424-0176	北行政センター内	電話 053-523-2898
	西行政センター内	電話 053-597-1159	天竜福祉事業所	社会福祉課
	南行政センター内	電話 053-425-1485	天竜区役所内	電話 053-922-0024

## 外国人高齢者福祉手当の支給

浜松市内に居住する外国人の高齢者に、福祉手当を支給します。

■対象者：浜松市内に居住し、日本国籍がなく、昭和8年4月1日以前に出生し、公的年金を受給していないなどの要件を満たす人

■支給料：月額11,000円

【問い合わせ先】各福祉事業所担当窓口(33 ページ参照)

## 高齢者団体の認定

市の施設利用料の減免を受けるために必要な高齢者団体の認定をします。

■対象：市内に所在し、市に住所を有する65歳以上の人の比率が7割以上で構成され、かつ会員数が10人以上の団体で市長が認める団体。

■団体の認定：申請書に必要書類を添えて担当窓口申請してください。  
審査を経て、高齢者団体認定通知書を発行します。

■減免を受けるには：施設の利用申請の際に高齢者団体認定通知書を提示してください。  
※浜松市老人クラブ連合会及び同会に加入しているシニアクラブも減免を受けることができます。  
※詳しい減免の内容は、ご利用の施設に直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】各福祉事業所担当窓口(33 ページ参照)



高齢者団体の認定  
市HP

## ふれあい交流センター

高齢者の生きがいづくり・地域の子育て支援・世代間交流を目的とした浜松市民のための無料施設です。同好会やサークル活動で部屋を利用できます。イベントや講座を開催しています。(施設ごとに実施している内容は異なります。)お気軽にご利用ください。

区名	施設名	所在地	開館時間	休館日
中央区	ふれあい交流センターいたや	板屋町	9:00～16:30	月曜日(こどもの日・敬老の日を除く) 年末年始
	ふれあい交流センター竜西	中郡町		
	ふれあい交流センター湖東	和地町		
	ふれあい交流センター湖南	馬郡町		
	ふれあい交流センター舞阪	舞阪町舞阪		日曜日、第2・4土曜日 祝日(こどもの日・敬老の日を除く) こどもの日・敬老の日の翌日、 年末年始
	ふれあい交流センター陽だまり	舞阪町弁天島		
	ふれあい交流センターつつじ	雄踏町宇布見		月曜日(こどもの日・敬老の日を除く) 年末年始
	ふれあい交流センター江之島	江之島町		
	ふれあい交流センター可美	増楽町		
	ふれあい交流センター青龍	青屋町		
ふれあい交流センター萩原	初生町			
ふれあい交流センター浜北	小林	金曜日(こどもの日を除く)、 年末年始		

■対象者：市内に居住する60歳以上の人

市内に居住する中学生以下の子ども及びその保護者

上記対象者を支援する活動に関わる人 等

利用には登録が必要です。利用方法や申込みについては、施設に直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】各施設（32ページ参照）

## 2.在宅福祉・介護予防

### 地域包括支援センター(高齢者相談センター)

地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支援する総合相談窓口です。

住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防の支援、権利擁護、適切なサービス提供への支援等、専門職の職員が連携してサポートします。

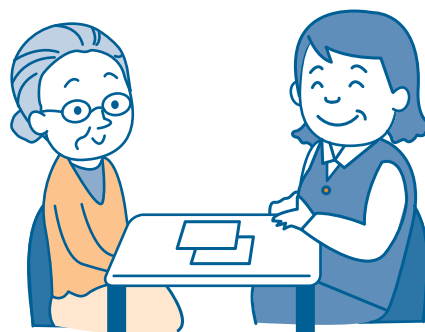
**【問い合わせ先】** 地域包括支援センター(高齢者相談センター) (31ページ参照)

各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

※平成27年度から「高齢者相談センター」を愛称としています。



地域包括支援センター  
市HP



### 浜松市在宅医療・介護連携相談センター(在宅連携センター つむぎ)

市民が医療や介護が必要になっても、可能な限り人生の最期まで住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療や介護を担う関係者(支援者)からの相談をお受けします。

■対象者：高齢者等を支える医療・介護・福祉関係者

■連絡先：浜松市在宅医療・介護連携相談センター(在宅連携センター つむぎ)

中央区富塚町328(浜松医療センター)

電話 053-451-2807 FAX 053-451-2808

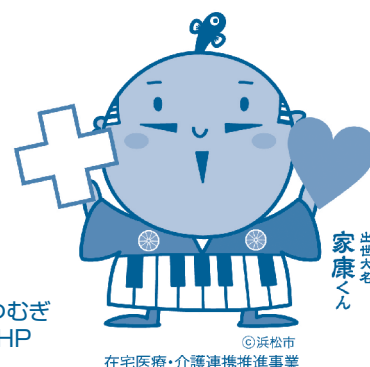
※詳細についてはホームページをご覧ください。

<https://www.hmedc.or.jp/tsumugi/>

**【問い合わせ先】** 福祉総務課 (33ページ参照)



在宅連携センター つむぎ  
浜松医療センターHP



### 成年後見制度利用相談

成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が十分ではない人が安心して生活できるよう、代理人が財産の管理や福祉サービスの利用手続き、契約等の支援をする制度です。

成年後見制度利用の支援・相談をお受けします。

■対象者：高齢者やその家族、支援者

■相談先：地域包括支援センター(高齢者相談センター) (31ページ参照)

各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

## 高齢者虐待に関する相談

高齢者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談をお受けします。

- 【問い合わせ先】 高齢者福祉課・各福祉事業所担当窓口(33 ページ参照)  
地域包括支援センター（高齢者相談センター）(31 ページ参照)

## ロコモーショントレーニング事業

椅子を利用したスクワット、開眼片足立ちなどの運動を行うことで、骨、関節、筋肉などの運動器の機能向上を目指すロコモーショントレーニングを行う団体の活動を支援します。

- 対象 象：自治会の集会場など、自宅から通える場所でロコモーショントレーニングに自主的に取り組んでいただける市内の65歳以上の高齢者団体等

- 【問い合わせ先】 高齢者福祉課(33 ページ参照)  
地域包括支援センター（高齢者相談センター）(31 ページ参照)



## はままつあんしんネットワーク

高齢者の様子を普段からさりげなく気にかかけ、異変を発見した場合には、高齢者見守り110番や地域包括支援センター（高齢者相談センター）、市役所等に通報していただくよう、様々な団体や事業者と連携してネットワークづくりに取り組んでいます。通報を受けた場合には、状況を確認して対応するなどの支援を行います。

- 通報先：高齢者見守り110番 053-457-2661  
地域包括支援センター（高齢者相談センター）(31ページ参照)  
各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

## あんしん情報キットの配付

■対象者：80歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者のみの世帯

■サービス内容：かかりつけ医や緊急時の連絡先などをカードに記入し  
冷蔵庫に保管するためのキットを無料で随時配付します。

【問い合わせ先】各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)

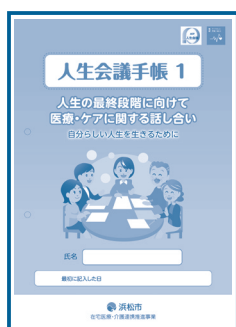


あんしん情報キット  
市HP

## 人生会議手帳1・2の配布

人生会議手帳は、ACP(人生会議)を行う時に使用する手帳です。

ACP(人生会議)とは、自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを希望するかを自分自身で元気なうちから前もって考え周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することをいいます。



### 人生会議手帳1

■対象者：概ね40歳以上の方

■記載内容：・自分の人生を振り返る  
・大切にしていることを考える  
・人生の最終段階の医療やケアの希望を考える など

■活用方法：①自分で手帳に想いを記載します。  
②大切な人と自身の想いを共有してください。



### 人生会議手帳2

■対象者：人生の最終段階が自分ごとになった方

■記載内容：・自分の病状、今後の治療  
・気がかりなこと  
・病状が進んだ場合に希望する医療やケア、してほしくないこと

■活用方法：大切な人や医療・ケアチームと自身の想いを共有し、尊厳ある生き方を考えます。

【配布場所】地域包括支援センター(高齢者相談センター)(31ページ参照)  
福祉総務課・各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)  
※市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】福祉総務課・各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)



人生会議手帳  
市HP

## オレンジシール・オレンジメール(認知症高齢者見守り事業)

認知症の症状により、自宅に帰れなくなった人を、関係機関や地域の協力でできるだけ早く家族の元へ帰れるようにする事業です。

### オレンジシールの交付(事前登録制度)

認知症の症状によりひとり歩き(行方不明)の心配がある高齢者等を、家族等の届け出により事前登録を行い、本人の靴などに貼りつける登録番号入りのオレンジシール(反射シール)を交付します。

■対象者：認知症の症状によりひとり歩きの心配がある高齢者等

※自宅等にお住まいの人を対象とします。

若年性認知症と診断された人も含みます。

■利用料：無料

■届出者：対象者本人または家族、成年後見人等

■相談・申請先：地域包括支援センター(高齢者相談センター)(31ページ参照)



### オレンジメールの配信

認知症の症状により、自宅に帰れなくなった人をいち早く安全に発見するために、見守り協力者として登録した人へ行方不明者情報をメール配信し、捜索協力をお願いするものです。

■見守り協力者への登録：捜索に協力いただける見守り協力者を募集しています。

メール配信の登録方法は浜松市公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】地域包括支援センター(高齢者相談センター)(31ページ参照)

高齢者福祉課・各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)



オレンジシール  
オレンジメール  
市HP

## 認知症カフェ(オレンジカフェ)

認知症の人やその家族、地域住民等誰もが気軽に集い、認知症に関する情報交換や相互交流などができる場です。浜松市が認証する認知症カフェには、認証ステッカーが掲示してあり、認知症に関する専門的な知識を持つスタッフが相談に対応します。

※市内の認知症カフェの一覧は、浜松市公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】地域包括支援センター(高齢者相談センター)(31ページ参照)

高齢者福祉課・各福祉事業所担当窓口(33ページ参照)



認証ステッカー



認知症カフェ  
市HP

## 認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証事業

認知症高齢者等への優しい対応や声掛けを実践しているなどの認証要件を満たすお店や事業所を、浜松市が認証しています。認証店には、浜松市が交付する認証ステッカーが掲示してあります。

※市内の認証店の一覧は、浜松市公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】高齢者福祉課(33ページ参照)



認証店  
市HP

## 認知症に関する相談

認知症に関する医療・介護・福祉等の相談をお受けします。

■対象者：認知症の人やその家族等

■相談先：・地域包括支援センター（高齢者相談センター）（31ページ参照）

・各福祉事業所担当窓口（33ページ参照）

・聖隷三方原病院 浜松市認知症疾患医療センター 電話 053-439-0006

※認知症疾患医療センターは、医療・介護・福祉等の関係機関と連携して、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状・身体合併症に対する急性期医療、専門の相談員による認知症に関する相談を行っています。

相談日時 月～金 午前9時～午後5時（祝日及び年末年始は除く）

・認知症コールセンター 電話 0120-123-921

※「認知症の人と家族の会」静岡県支部の会員による電話相談窓口です。

相談日時 月・木・土・日 午前10時～午後3時（毎月第3日曜日、祝日及び年末年始は除く）

・若年性認知症相談窓口 電話 054-252-9881

※若年性認知症の専門相談員による電話相談窓口です。

相談日時 月・水・金 午前9時～午後4時（祝日及び年末年始は除く）

## 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解と偏見を解消し、認知症の人や家族を応援するサポーターを養成します。

講師派遣 認知症サポーターを養成するための講師（キャラバン・メイト）を派遣します。

■対象者：①おおむね10人以上で構成するグループ

※自治会、学校、シニアクラブ（老人クラブ）、職場、その他各種グループ

②上記グループに所属されていない人等を対象とした講座を福祉事業所等で開催しています。

■費用：無料

【問い合わせ先】高齢者福祉課・各福祉事業所担当窓口（33ページ参照）



認知症サポーター養成講座  
市HP

## 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の人に、食事をお届けすることにより、食生活の改善を行うとともに安否の確認を行います。

※希望者は、地域包括支援センター職員またはケアマネジャーを通して申請します。

※転居等により利用しなくなった場合は、廃止申請していただきます。

■対象者：65歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の人で、心身の状況等により食事の調理が困難な市民税非課税世帯に該当する人

■回数：1週間あたり1食から3食（心身の状況により回数に制限があります。）

■利用料：1食300円

【問い合わせ先】地域包括支援センター（高齢者相談センター）（31ページ参照）  
各福祉事業所担当窓口（33ページ参照）